

懇談会と議会との意見交換及び今後のスケジュールについて

1 経緯

- ・自治基本条例（仮称）の骨子案（以下「骨子案」という。）に関しては、平成29年5月24日に議会と懇談会委員にて意見交換を行っている。
- ・平成30年2月15日に骨子案素案を公表し、市民意見、職員意見とともに、議会各会派等からも同年4月9日、10日の日程で意見聴取を行った（懇談会委員：小美濃委員、落合委員、笹井委員、恩田委員出席）。その意見聴取の際、自治基本条例（仮称）に関する懇談会に対する議会の関わり方について配慮いただきたい旨のご意見があった。
- ・骨子案素案では、第4章 議会と市長との関係の部分において、議会基本条例との整合を図る必要がある旨記載している。
- ・一方、議会側からも、議会基本条例の作成を進めるうえで、骨子案との調整を図りたいとの話をいただいた。

以上の状況を踏まえ、骨子案をまとめるにあたり、下記2のとおり、議会と意見交換を行う場を持ちたい。

2 議会と懇談会委員との意見交換について

- ・内容：意見聴取の回答案について
骨子案素案で整合性を図るとしている事項について（下記3）
- ・時期：平成30年7月下旬～8月を予定（別途日程調整）

3 骨子案素案で整合性を図るとしている事項

- ・反問権について
→質問に対するよりの確な答弁と活発な議論につなげるため、質問の意図を明確にする旨での市長等からの質問を可能とする規定を設けたい。
- ・議会の会期について
→現状は年4回の定例会を規定しているが、地方自治法では、条例で定めれば通年制をとることができる規定がある。通年制をとるかどうかは別として、幅広い層の住民が議会参加できるようにする旨の規定を設けたい。
- ・全員協議会について
→現状は議長が招集を行っているが、招集の方法を含め、明文規定がない。地方自治法の規定により、議会会議規則で定めることが可能となっているため、そのことを位置づける規定を設けたい。

- ・行政報告について
→行政報告の位置づけ、対象、報告時期、質疑の範囲などについて考え方の整理を行いたい。
- ・常任委員会等への市長や管理職職員の出席について
→常任委員会等には市長及び所管の管理職が出席することが慣例となっている。
この慣例を原則として続けていくことの規定を設けたい。

4 スケジュールについて（案）

日程	懇談会	内 容
5/21		議会運営委員会懇談会にて説明（調整したい論点について）
5/29	第21回	自治基本条例（仮称）に関する懇談会（第21回）
6 月中		議会運営委員会で協議
7/下旬 以降		議会側と懇談会との意見交換 （テーマ）・意見聴取における回答案について ・骨子案素案第4章の調整事項について
7月	第22回	・骨子案の検討（議会との意見交換の反映）
～8月	第23回	・骨子案の検討
8月		・懇談会より骨子案を市長に報告